

IASB Update 2017 年 6 月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。基準、修正及び解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2017 年 6 月 21 日（水）と 22 日（木）に英国ロンドンの IFRS 財団の事務所で公開の会議を開催した。

議論のトピックは以下のとおりであった。

- [概念フレームワーク](#)
- [会計方針と会計上の見積り（IAS 第 8 号の修正案）](#)
- [基本財務諸表](#)
- [料金規制対象活動](#)
- [IFRS 適用上の論点](#)
- [負の補償を伴う期限前償還要素（IFRS 第 9 号の修正案）](#)
- [動的リスク管理（教育セッション）](#)
- [事業の定義](#)

関連情報

今後の IASB 会議：

2017 年 7 月 17 – 21 日
2017 年 8 月は会議なし
2017 年 9 月 18 – 22 日

IASB Update ニュース レターのアーカイブ

過去の IASB Update は
[こちら](#)

要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議
の要約のオーディオ（ポ
ッドキャスト）は [こちら](#)

概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10）

審議会は、法的な企業ではない報告企業の境界についての概念フレームワークの記述案について議論した。当該記述は、2016 年 9 月のボード会議で行われた暫定決定に対応して開発されたものである。

審議会は、文案作成の方向性に納得したが、法的な企業ではない報告企業の境界を設定する上で、財務諸表利用者の情報ニーズが重要な役割を果たすことをさらに強調することを決定した。

会計方針と会計上の見積り（アジェンダ・ペーパー26）

審議会は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正案（ED）の文案作成の際に生じた論点について議論した。審議会は、「IG 設例 3—一過及適用が実務上可能でない場合の会計方針の変更の将来に向けての適用」を IAS 第 8 号に関する適用ガイダンスから削除する提案を ED に含めることを決定した。

13 名の審議会メンバー全員がこの提案に賛成した。

今後のステップ

審議会は ED を 2017 年第 3 四半期に公表する見込みである。

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

審議会は、2017 年 6 月 21 日に会合し、基本財務諸表プロジェクトについて議論した。審議会は、2017 年 3 月のボード会議からの財務業績の計算書における 2 つの小計（財務収益費用及び税金前利益（EBIT）と経営者業績指標）の導入に関する議論を継続した。

今回の会議では、何も決定は行われなかった。

今後のステップ

スタッフは、当審議会に寄せられたフィードバックを検討し、改訂提案を将来の会議に提出する。

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

審議会は 2017 年 6 月 21 日に会合し、「定義された料金規制」の対象となっている活動についての考えられる会計モデルの運用を示す設例を検討した。このモデルは、規制上の合意における料金調整メカニズムから生じた権利及び義務を反映する資産及び負債を認識する。

定義された料金規制は、企業が所定の財又はサービスについて顧客に請求できる規制料金を設定するための基礎を設けるものである。その基礎には、下記の目的のために将来の期間の規制料金を引き上げる権利又は引き下げる義務を企業に生じさせる料金調整メカニズムが含まれる。

1. 過去の見積差異を訂正する。
2. 当期末よりも前に生じた時点差異を戻し入れる。そうした差異は、ある期間における規制料金に企業が別の期間に行う所定の活動に関する金額が含まれている場合に生じる。

審議会は、情報目的のみのためのアジェンダ・ペーパー9A（現在までの議論の要約）も受け取った。

料金調整の例（アジェンダ・ペーパー9B）

審議会は、規制料金調整の一般的な類型を示す 5 つの設例を検討した。各設例は、モデルがどのように規制資産又は規制負債を認識するのかを、純損益に認識される関連する規制料金調整とともに示している。各設例について、審議会は下記に関するスタッフの結論を検討した。

1. 発生する調整の時期及び金額
2. 調整の戻入れのパターン及び時期

11 名の審議会メンバーが設例に関するスタッフの結論に賛成し、1 名が反対した。1 名は欠席であった。

今後のステップ

審議会はこのモデルの諸側面を 7 月の会議でさらに議論する予定である。

IFRS 基準の適用上の論点（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は 2017 年 6 月 22 日に会合し、適用及び維持管理プロジェクトについて議論した。

IAS 第 28 号の修正 — 関連会社及び共同支配企業に対する長期持分（アジェンダ・ペーパー12A）

審議会は、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正案について引き続き議論した。具体的には、初度適用企業に対する経過措置とデュー・プロセスのステップについて議論した。

審議会は、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」にすでに含まれているもの以外には初度適用企業に経過措置を提供しないことを暫定的に決定した。

13 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成し、1 名は欠席した。

13 名の審議会メンバーのうち 12 名が、審議会がこのプロジェクトに関して必要なデュー・プロセスのステップを完了したことに同意し、IAS 第 28 号の修正を公表するための書面投票プロセスを開始するようスタッフに指示した。1 名は欠席した。

1 名の審議会メンバーが IAS 第 28 号の修正を公表する決定に反対する意向を示した。

今後のステップ

審議会は、IAS 第 28 号の修正を 2017 年 9 月に公表する見込みである。

IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」 — アジェンダ決定により生じる会計方針の変更 (アジェンダ・ペーパー12B)

審議会は、会計方針の任意の変更（特に、IFRS 解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定により生じる会計方針の変更）についての IAS 第 8 号の要求事項によって生じる課題に対処すべきかどうか及びその場合の方法について議論した。具体的には、審議会は、会計方針の任意の変更の遡及適用についての IAS 第 8 号の追加的な例外を、すべての会計方針の任意の変更又はアジェンダ決定により生じる会計方針の変更のみのいずれかについて設けるべきかどうかを検討した。

審議会は、アジェンダ決定により生じる会計方針の任意の変更の遡及適用に関する実務上不可能の閾値を低くするように IAS 第 8 号を修正することを暫定的に決定した。提案する閾値は、変更を遡及適用することの便益とコストの考慮を含むものとなる。

13 名の審議会メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成し、3 名が反対した。1 名は棄権し、1 名は欠席した。

審議会は、アジェンダ決定から生じる変更が誤謬の訂正なのか会計方針の任意の変更なのかを扱わないことを暫定的に決定した。13 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。1 名は欠席した。

今後のステップ

審議会は、新しい閾値の提案を将来の会議で検討する。

負の補償を伴う期限前償還要素 (IFRS 第 9 号の修正案) (アジェンダ・ペーパー3)

審議会は 2017 年 6 月 22 日に会合し、公開草案「負の補償を伴う期限前償還要素」(IFRS 第 9 号の修正案)に対するコメントレターへのフィードバックを検討した。

審議会は、IFRS 第 9 号の修正案の再審議において議論する必要がある論点についても検討した。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会の再審議は 7 月のボード会議で行われる予定である。

動的风险管理 (教育セッション) (アジェンダ・ペーパー4)

審議会は 2017 年 6 月 22 日に会合し、動的风险管理の研究・プロジェクトに関するプレゼンテーションを受けた。この教育的プレゼンテーションには、下記に関する情報が含まれていた。

- a. 商品の満期、商品の成長及び時の経過が、リスクの測定にどのように影響を与える可能性があるか
- b. それらの事象に対応してどのような対応が取られるのか、及びそれらの対応の影響
- c. リスクを明示された目的と比較して測定する際の特異性の重要度

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は審議を継続する予定である。

事業の定義（アジェンダ・ペーパー13）

審議会は 2017 年 6 月 22 日に会合し、公開草案「事業の定義及び従来保有していた持分の会計処理」（ED）に対して寄せられたコメントについての議論を再開した。

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 事業とみなされるためには、取得された活動及び資産の組合せは、最小限、アウトプットを創出する能力に著しく寄与するためにも必要となるインプット及び実質的なプロセスを含んでいなければならない旨を明確化する。
- b. IFRS 第 3 号「企業結合」の B8 項から下記の文言を削除するという提案を再確認する。「しかし、市場参加者が事業を取得して、例えば、当該事業を自己のインプット及びプロセスと統合することによって、アウトプットの産出を継続することができる場合には、事業は、売手が当該事業の運営において使用していたインプット又はプロセスのすべてを含んでいる必要はない。」
- c. 「アウトプット」の定義を、コストを削減する能力への言及を削除し、「他の収益」とは企業の通常の活動の範囲に含まれるが IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の範囲には含まれない契約から生じるその他の収益（income）である旨を明確化することによって修正するという提案を再確認する。
- d. 取得された資産の組合せが当該取得の前に収益を生み出したが、取得企業によって統合され、取得後にはもはや収益を生み出さない場合には、資産の当該組合せはアウトプットを創出するものとみなされる旨を明確化する。
- e. 実質的なプロセスが取得されたのかどうかを評価するための ED で提案されたガイダンス（取得された外部委託契約に関するガイダンスを含む）を確認し、実質的なプロセスに関するガイダンスにおいて、取得された労働力を置き換える際の困難は当該労働力が実質的なプロセスを遂行していることを示唆している可能性がある旨を定める。
- f. 何が事業とみなされるのかの判定に役立つための設例を追加するという提案を再確認する。審議会は、次のことも暫定的に決定した。
 - i. 外部委託契約に関するガイダンスがどのように適用され得るのかを設例において例示する可能性を検討する。
 - ii. 各設例での仮定を結論と区分することにより、設例の事実パターンを明確化する。
- g. 企業は修正案を本件修正の発効日より前に生じた取引に適用することを要求されないという提案を再確認する。

13 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成し、1 名は欠席した。

さらに、審議会は IFRS 第 3 号の付録 A における事業の定義を IFRS 第 3 号の B7 項(c)におけるアウトプットの改訂後の定義と合わせることも暫定的に決定した。

13名の審議会メンバーのうち9名がこの決定に賛成し、3名が反対した。1名は欠席した。

審議会は次のことも暫定的に決定した。

- a. IFRS 第3号のB12項から、のれんが存在する資産及び活動の組合せは事業であると推定されるという記述を削除する。
- b. 僅少ではない金額ののれんの存在は、取得されたプロセスが実質的であるという指標である可能性があるという、EDで提案していた記述を含めない。

13名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成し、2名が反対した。1名は欠席した。

今後のステップ

審議会は、FASB 会計基準更新書 2017-01「事業の定義の明確化」とIFRS 第3号の修正案との比較について、将来の会議で議論する予定である。その会議で、審議会は、最終的な修正の文案作成を開始するための許可を求める要請をスタッフから受けることになる。

作業計画——2017年6月23日現在の目標時期

今回の会議で行った決定を反映した作業計画が2017年6月23日にIASBのウェブサイトで更新された。[こちらで閲覧できる](#)。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675